

商標利用規約兼同意書

一般社団法人日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会

1. 商標使用許可及び使用料金は成分毎に必要とする。尚、商標の使用は事前に定められた成分でのみ許可する。
2. 所属団体に関係なく、使用希望のある製造販売企業は使用料を一般社団法人日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会（以下「本学会」という）に支払う事により基本的に使用を許可される。ただし、プロジェクトの目的と著しく乖離のある使用方法をする場合や製造販売免許を持たない企業・団体の申請については、使用許可を出さないことまたは使用許可を取消すこともある。本学会の商標使用の不許可及び使用許可の取消しに対して商標使用申請企業または団体は無条件で決定に従わなければならない。
3. 商標使用申請は販売予定の成分毎で申請し、本学会も成分毎で許可を出す。
4. 商標は本学会がその使用を許可した場合に限り、医薬品承認申請時より、その使用が許可される。
5. 商標の使用は厚生労働省の薬価収載時点から起算して5年間有効とし、その後5年ごとに使用料を支払うことにより更新することができる。
6. 使用契約の有効期間中に申請者都合の使用辞退があった場合でも既払使用料の返金は行わない。
7. 本学会は、申請者情報を業務上の秘密扱いとして外部には漏洩しない。
8. 本学会が使用許可した商標を付した商品の使用・販売の責任は各企業にあり、本学会ではその責任を負わない。
9. 商標使用企業は本学会の保有する商標について類似商標検索、異議申立てなど商標および業界全体の利益を守るため、積極的に本学会に協力をしなければならない。
10. 本学会保有の商標について薬品の承認申請を申立てた後、万が一厚生労働省または独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）から申請企業に対して当該商標の変更が求められた場合でも、本学会ではその変更について責任を負わない。
11. 本学会が保有する商標権及びそれに関わる事業を他者に事業譲渡する場合があることを商標使用者として予め承諾する。
12. 本商標利用規約に定めのない事項が発生した場合は、本学会と使用者が協議してその対処を決定する。また必要に応じ本商標利用規約の変更を行う。
13. 本学会保有商標の利用可否は各販売会社にて決定するものとし、本学会が強制することはない。
14. 商標使用料については、以下のとおりとする。
 - ①本学会賛助会員またはJGA会員は、15万円（税別）とする。
 - ②本学会非会員企業は、30万円（税別）とする。
 - ③同一商標を使用する企業数が10社以上となった場合は一社当たり使用料を9万円（税別）とする。尚このルールは、初回の申請時かつ本学会賛助会員またはJGA会員に限って採用する。
 - ④商標の使用申請状況に応じて、5年ごとの更新時を目途に本学会は使用料金の見直しを行う。
15. 本規約をめぐる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

【同意書】

上記商標利用規約に同意いたします。

年 月 日

御社名：

ご担当者：

印